

















































に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、本項により解除されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負いません。

## 附則

### 1. 本約款の実施期日

本約款は、令和3年1月1日から実施します。

### 2. 2需要場所についての特別措置

#### (1)適用

特例設備(第(3)号で定義するところによります。)が施設された区域または部分のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、本約款の他の定めによらず、託送供給等約款に基づき、特別に需要場所を定めることがあります。

#### (2)工事費の負担

第(1)号に伴い一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまが負担するものとします。

#### (3)特例設備は、以下のものをいいます。

##### (a)急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

##### (b)認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

### 3. 需給契約の単位および別紙3(契約種別および電気料金)の適用範囲に関する特別措置

#### (1)第8条(需給契約の単位)ただし書きならびに別紙3(契約種別および電気料金)

2.(1)、3.(1)、4.(1)および5.(1)の規定については、当分の間これを実施いたしません。

なお、当該規定を適用する場合は、当社はインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法によりその旨を周知するものとします。

#### (2)第(1)号に基づき、別紙3(契約種別および電気料金)2.(1)3.(1)、4.(1)および5.(1)の規定を実施しない間におけるこれらの規定は、それぞれ以下のとおりとします。

##### (a) 別紙3(契約種別および電気料金)2.(1)および4.(1)

###### 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。

##### (b) 別紙3(契約種別および電気料金)3.(1)および5.(1)



#### 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。